

添付法令資料 2 :

物品税課税品の帳簿及び信用帳簿の作成手続に関する2023年10月18日付  
インドネシア共和国財務省関税総局関税総局長規則No. PER-17/BC/2023 (目次)  
同日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	作成 (第2条)
第3章	物品税課税品の帳簿 (第3条ないし第9条)
第4章	信用帳簿 (第10条及び第11条)
第5章	経過規定 (第12条)
第6章	終則 (第13条及び第14条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所